

三箇自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、三箇自主防災会の活動に必要な事項を定め、地震災害、風水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

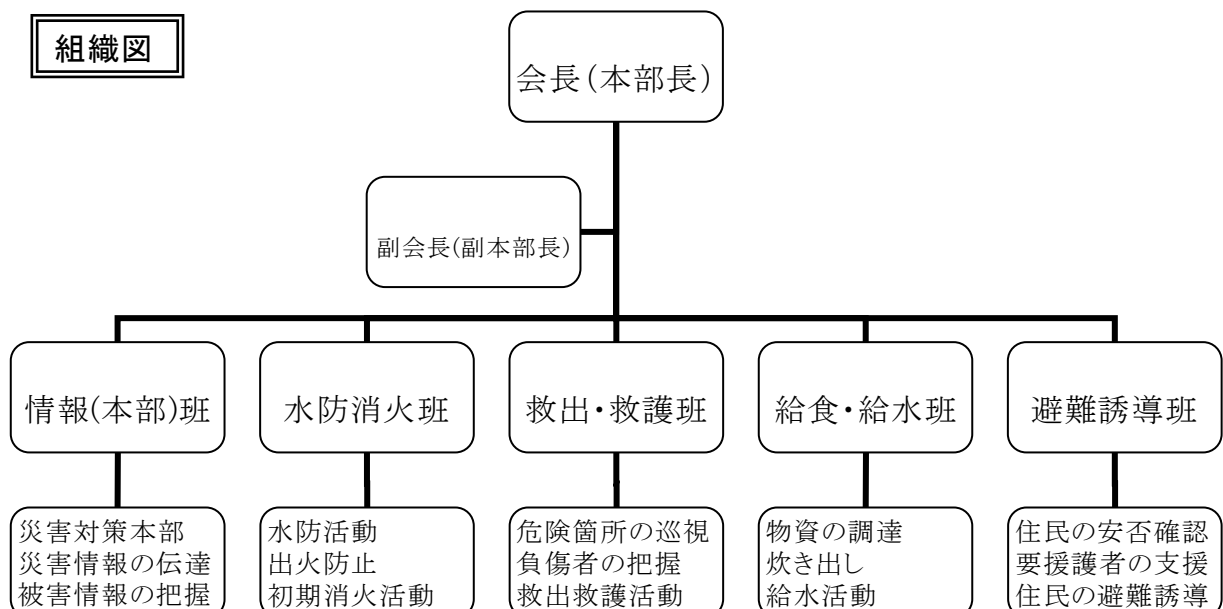
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の組織編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及、啓発に関すること。
- (3) 災害危険箇所の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 水防、出火防止及び初期消火に関すること。
- (7) 救出・救護に関すること。
- (8) 避難誘導及び避難所の組織的運営に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材の整備及び管理に関すること。
- (13) 災害時支援協定の締結に関すること。

3 自主防災会の組織編成及び任務分担

(1) 組織の編成

三箇自主防災会の組織編成は、次のとおりとする。



災害発生時の活動概要

区 分	災害発生時の活動
情報(本部)班 (災害対策本部)	<p>会長、副会長及び各班長等が一箇所に集まり、本部を設置して情報収集するとともに災害拡大予防に努める。</p> <p>(1) 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定 (2) 災害情報の収集、住民への伝達 (3) 住民の安否情報等の集約 (4) 各班の活動状況の把握と記録 (5) 市などの防災機関への連絡</p>
水防消火班	<p>迅速に土嚢積や初期消火を行い、災害の拡大を防ぐ。</p> <p>(1) 風水害時の土嚢積などの水防活動 (2) 地震時の初期消火 (3) 地震発生後、ガス、電気の切断を住民に徹底</p>
救出・救護班	<p>大災害で多数発生する負傷者や病人に対して、自分たちでできる応急手当や救助を行う。</p> <p>(1) 危険箇所のパトロール (2) 道路冠水時、ボート等を使用した救出活動 (3) 倒壊家屋の下敷きになった人の救出 (4) 負傷者の応急手当の実施及び搬送</p>
避難誘導班	<p>住民の安否確認を行うとともに安全確実に避難誘導する。</p> <p>(1) 要支援者の避難誘導、避難支援 (2) 住民の安否確認、避難誘導 (3) 避難所の運営</p>
給食・給水班	<p>救援物資が到着するまで、自家持ち寄りなどの食糧で炊き出しを行う。</p> <p>(1) 自主防災会等災害対応従事者への炊き出し (2) 避難者への食糧や飲料水の調達、調理、配給</p>

(3) 災害警戒(対策)本部の設置

次の事象が生じたときは、会長、副会長、各班長及び情報(本部)班は、自主的に三箇自治会館に集まり、災害警戒(対策)本部を設置し、情報の収集を行う。初期段階の防災行動は、別途「初動マニュアル」に定める。

※風水害は、大雨・洪水警報以上の発表による
 ※地震の場合は、震度5弱以上の発表による

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害及び火災等についての知識に関すること。
- ③ 住宅の耐震化、家具の転倒防止等、防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発生後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 備蓄食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 防災マップ、広報誌、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ その他

(3) 実施時期

- ① 3月1日～7日 春の火災予防週間
- ② 9月1日 防災の日
- ③ 11月9日～15日 秋の火災予防週間
- ④ その他、自治会の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 災害危険箇所の把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

- ① 危険箇所、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ① 大東市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 地域内の実地踏査
- ④ 地域のお年寄りからの聞き取り
- ⑤ 災害記録の検証

6 防災訓練

大地震等による災害の発生に備えて、次の防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練及び図上訓練とする。

① 個別訓練

ア 情報収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難誘導訓練

オ 給食・給水訓練

カ その他

② 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

③ 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

- ① 総合訓練にあっては概ね年1回以上、個別訓練にあっては随時実施するものとする。

7 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報(本部)班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯無線機、インターネット、伝令等による。

8 水防、出火防止及び初期消火

(1) 水防

水防消火班は、風水害時において住宅への浸水の危険性が高くなったとき、土のう積等を行う。

(2) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止と初期消火の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行う。

- ① 石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備及びその周辺の整理整頓
- ② 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及
- ③ 灯油など可燃性危険物等の保管状況
- ④ 消火器等消火資機材の整備状況
- ⑤ 住宅用火災警報器の設置状況
- ⑥ 避難時の電気ブレーカーの遮断
- ⑦ その他建物等の危険箇所の状況確認

(3) 初期消火対策

地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようになるため、次の消火資機材の配備を促進する。

- ① 初期消火器具(格納箱)の防火水槽付近への配備
- ② 家庭における消火器、水バケツ、消火砂等の配備
- ③ その他

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協力する。

(2) 医療機関への搬送

救出・救護班は、応急処置の後、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、自主防災組織での救出救護が困難であると認められた場合は、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難誘導及び避難所の組織的運営

災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

自主防災会会長は、市長が避難指示及び勧告等を発令したとき、又は自主防災会会長が必要であると認めたときは、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難経路及び避難誘導

避難誘導班は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を指定避難所（三箇自治会館、三箇小学校）等に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理、運営については、大東市の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

指定避難所等における給食、給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班は、市等から配布された食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班は、市等から提供された飲料水、水道水等により給水活動を行う。

12 災害時要支援者対策

(1) 災害時要支援者の個別支援計画の作成

災害時要支援者の避難支援をスムーズに行うために、災害時要支援者等について予め個別支援計画を作成する。

(2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、要支援者に対する声かけ運動を展開するなど、個別支援者を中心とした見守り活動を行う。

(3) マップ等の作成

災害時において、災害時要支援者の避難状況等を把握するために、マップ等を作成する。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等の整備及び管理

防災資機材等を計画的に整備するとともに、定期点検を実施し、常に使用可能な状態に保つ。

(1) 整備済資機材

〔1〕平成25年度コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）

	品目	数量
1	防災用かまどセット	1
2	災害対策用鍋セット	3
3	災害対策用大型やかん	3
4	水バケツ(10L ふた付)	5
5	飲料水保存タンク(ホトキヤ720L)	5
6	給水タンク(ホトキヤ付コンテナ スイッチ付)	1
7	ヘルメット(ABS樹脂製)SS-13型	12
8	ヘルメット収納ラック(エコラック)	2
9	救助工具セット	1
10	防災救急セット(20人用)	2
11	非常用トイレ(洋式テントセットタイプ)	2
12	フォールディングテーブル(折畳式)	10
13	バック毛布	100
14	石油ストーブ(赤外線ヒーター)	1
15	石油ストーブ(対流型)	3
16	イージー・キャリー	1
17	折りたたみ式リヤカー(ノバンタイプ)	1
18	小型樹脂製運搬車(台車)	3
19	トランシーバー	5
20	防滴型メガホン(サイレン付)	2

	品目	数量
21	手回し充電ラジオ	1
22	ワイヤー充電式LED懐中電灯	5
23	懐中電灯(防水ライト)	5
24	保安指示灯(合図灯)	5
25	灯光器(スタンド付ハロゲン2灯式)	2
26	コードリール(コンセント防雨キャップ付)	2
27	インバーター発電機	2
28	ガソリン缶(携行缶20L)	2
29	消火用バケツ	5
30	消火器	5
31	防水シート	30
32	ブルドッグテント	3

〔2〕平成25年度大東市自治区提案事業

	品目	数量
1	かまど型ベンチ	2
2	アルミ釜(羽釜)	2
3	寸銅鍋	2

(2) 整備計画

非常用保存食の備蓄を中心に計画的に整備する。

(3) 定期点検

防災の日(9月1日)を全資機材の点検日とする。

15 災害時支援協定の締結

地震等の大規模な災害時において、被災者に対する応急対策活動が迅速・円滑に遂行できるように、支援活動に必要な防災用資機材並びに食料及び飲料水の確保等について地元企業との間に災害時支援協定を締結する。